

お客様各位

反社会的勢力の排除条項導入に伴うお知らせ

当組合では、平成19年6月に政府から公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しています。平成20年9月の信用組合取引約定書や金銭消費貸借証書等の融資関係書類への「反社会的勢力の排除条項」の追加に加え、平成22年1月より当座預金、普通預金をはじめとする各種預金取引規定等並びに貸金庫規定にも同様に「反社会的勢力の排除条項」を導入することといたしました。

「反社会的勢力の排除条項」とは、新規取引のお申し込み時等に、お客様ご本人または保証人様が反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただき、仮にお客様ご本人または保証人様が反社会的勢力であることが判明した場合等には、当組合の判断によりお取引を解消させていただくことができることを定めた条項です。

なお、本表明・確約をいただかない場合は、お取引をお断りさせていただくこととなりますので何卒ご承知おき願います。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 改定内容

普通預金規定など下記の預金関連の各種規定に反社会的勢力の排除条項を導入します。

- ・ お客様が反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当組合の判断により取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項です。

(改正後の新规定は、改正前よりお取引を頂いているお客様にも適用されます。)

- ・ 各種お取引の申込の際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくこととしました。

2. 対象規定

- ・ 当座預金規定
- ・ 当座預金規定（専用約束手形口用）
- ・ 普通預金規定
- ・ 無利息型普通預金規定
- ・ 貸金庫規定

3. 預金取引規定に導入した反社会的勢力の排除条項

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前AからEに準ずる者

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し
または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為

益田信用組合